令和元年度 第３回 公共調達監視委員会議事録

日　　時　令和２年２月 26 日（水）　10：00～11：00
会　　場　鹿児島合同庁舎第２会議室

出席委員
　采女　博文（鹿児島大学名誉教授）
　大脇　通孝（弁護士）
　森　征一郎（税理士）

１　開会

２　委員長選出
　采女委員を委員長に選出

３　審査等
　事務局から、今回の審査案件は令和元年７月から令和元年 12 月までに契約が締結された「公共工事の競争入札」が３件、「公共工事の随意契約」が１件、「物品・役務等の競争入札」が６件で、２月 13 日に開催された公共調達審査会における審議において、全ての案件について承認されたことが報告された。
　審査案件について、事務局の会計第一係長及び会計第二係長が公共調達監視委員会審査調書等により説明を行った。説明終了後に委員からなされた質問、意見及びそれらに対する事務局の回答は以下のとおりであった。

以下、質疑応答

公共工事の競争入札

※会計第二係長より資料説明
【整理番号１】加治木労働基準監督署シャワー室をトイレに改修する工事
【整理番号２】鹿児島公共職業安定所男子トイレ自動センサー改修工事
委員）整理番号２の応札１者の要因として「随意契約を主として請け負う中小企業が多い」と説明があったがどういう事情があるのか。
回答）大手は大規模な公共事業に注力しているため、このような小規模な工事についてはもともと参加を考えていないことが多いということである。
委員）応札１者の要因として、トイレ工事だからということもあるのか。
回答）工事区分の「管」を持っている業者はリストでは結構あるが、公告しても反応がない。
委員）整理番号１は２者応札だが、過去もこの２者なのか。
回答）この２者ばかりではないが、だいたい２～３者と少ない。
委員）落札結果は建設新聞に載せているのか。
回答）開札後に建設新聞の記者が来局するため、落札業者と落札額を情報提供

している。

以上の意見を経て、公共工事の競争入札案件の№1～3 は適正と判断された。

公共工事の随意契約

※会計第二係長より資料説明

【整理番号 1】大隅公共職業安定所トイレ改修工事

委員）2 回入札して予定価格を下回る業者がいなかった場合は、最低価格の業者と随意契約になるのか。

回答）そうである。随意契約に向けた交渉を行う。

委員）その際の予定価格はどう設定するのか。

回答）随意契約へ移行する場合でも、入札時の予定価格と同じとなる。予定価格は教えられないが、2 回目の応札額をさらに下回る金額が提示できるか確認し、可能であれば見積書の提出をお願いすることになる。

委員）予定価格は教えないが、予定価格を超えていることは教えるのか。見積額が予定価格を超えていた場合はどうするのか。

回答）予定価格を超えていることは入札時に伝える。見積額が予定価格を超えていた場合は随意契約なので価格を下げられないか交渉することもあるが、それでも不調なら調達が流れることになる。

委員）予定価格で見ると、公共工事の競争入札の整理番号 1 と同規模程度の工事と思われるが、この随意契約の落札率が高いのはどうしてか。

回答）公共工事の競争入札の整理番号 1 は、シャワー室をトイレに改修するという施設用途変更の工事で、過去、類似調達がなく、予定価格の積算に苦慮した面があるが、労務費を若干多めに積算したのが要因と考える。

逆にこの随意契約の工事は、４つのトイレを和式から洋式へ同時に改修するという認識で予定価格を積算したが、後日落札業者から提出された工事日程表を確認したところ、作業を分けて行うことがわかり、それだけ作業日数や費用もかかるものだったことが要因と考える。

委員）初度入札と再度入札では予定価格は変更するのか。

回答）予定価格は変わらない。

委員）再度入札が不調の場合、随意契約できるという根拠はあるのか。

回答）予算決算及び会計令第 99 条の 2 が根拠法令である。また、入札説明書においても記載し、周知している。

以上の意見を経て、公共工事の随意契約案件の№1 は適正と判断された。

物品・役務等の競争入札

※会計第一係長より資料説明

【整理番号 1】令和元年度雇用保険関係業務用冊子印刷に係る業務一式

委員）この印刷の調達は前回もあったと記憶しているが、予定価格は前回から

見直しているのか。

回答）印刷部数が違うので見直ししている。冊子の単価も過去の応札者の平均額を参考としている。また、市場調査でここ２年ほど紙の原材料の価格が上がってきているということも把握しており、参考としている。

委員）以前も同じ業者が落札しており、今回は１者応札である。複数応札の努力はしているか。

回答）入札説明書は２者に配付したが、結果、1 者しか応札がなかった。原則、グリーン購入法に適したものと指定しており、原材料不足で仕様に沿えなかったことも理由と考える。ただし、この点はあらかじめ当局の承認を得た場合はグリーン購入法不適のものでも構わない旨仕様書に記載している。

なお、参考までだが、先月の同様の印刷物の調達では、4 者応札で長崎の業者が落札した。版元はデータとして提供すると仕様書にも明記しており、声かけもかなり行っている。今後は 1 者応札については改善されると考えている。

委員）県外の業者が落札するより県内の業者に落札してもらった方が良いと考えるがどうか。

回答）地域の活性化を考えると同じ意見である。

委員）障害者支援施設を考慮した調達など労働局の方針はないのか。

回答）本省より障害者支援施設からの調達は前年度以上とするよう通達がきているので、労働局でも毎年、官舎跡地の草払いや印刷物の調達をし、調達拡大に努めている。

委員）Ａ社は障害者支援施設か。

回答）障害者支援施設ではない。

委員）版権は次の落札業者に引き継ぐのか。

回答）データは当局で管理しているため、当局からデータを提供している。

以上の意見を経て、物品・役務等の競争入札案件の№1 及び 2 は適正と判断された。

※会計第二係長より資料説明

【整理番号 4】鹿児島障害者職業能力開発校における自動車購入

委員）開札結果一覧表の見方を教えてほしい。

回答）自動車の購入に関しては、価格が低ければいいということではなく、環境性能なども加味し、総合的に点数を付けて落札者を決定する総合評価落札方式を採用しており、環境性能に対する得点と応札金額をもとに総合評価点を出している。

委員）対象となる車種はたくさんあるのか。

回答）今回の仕様、予算内となると、TOYOTA のタンクとルーミーの 2 車種だったと考える。

委員）「環境性能に対する得点」は 2 者とも同点なので、あとは価格勝負となるのか。

回答）車種、グレードが同じなので、結果としてそうなる。

以上の意見を経て、物品・役務等の競争入札案件の№3～6は適正と判断された。

４　案件の承認

全案件について、委員からの異議はなく、すべて承認された。

次回の公共調達監視委員会については、6月頃開催する予定であることを委員へ伝達した。

５　閉会